

平成22年（行ウ）第516号

行政文書一部不開示決定取消等請求事件

原告 高橋 利明

被告 国

求 釈 明 書

平成23年1月25日

東京地方裁判所民事第38部A2係 御中

原告訴訟代理人

弁護士 大川 隆 司 ほか

標記事件について提出された被告準備書面（1）に対する反論を準備するにあたり、被告の主張の趣旨を明確にするため、下記のとおり釈明を求める。

記

第1 「流域分割図」の示す「小流域の下流端」の意義について

1 釈明を求める事項

本件対象文書中の流域分割図に示されている54箇の「小流域」の各下流端は、「①河川の合流点、②洪水調節施設のいずれかが存在する場所」であって、①②以外のもの、たとえば「水位・流量観測所」の設置が予定されているか、又はその設置の可能性がある場所は含まれていないのか、それとも54箇の下流端の一部には、これが設置される可能性がある場所も存在するのか、明らかにされたい。

2 求釈明の理由

（1）被告の主張（準備書面（1）12頁）によれば、流域分割図を構成する各小流域の下流端にあたる場所は「河川の合流点あるいは洪水調整施設等のいずれかが存在する場所」である、とされ、従って河川の合流点以外の場所に下流端

が設定される場合には、必然的に、当該位置に洪水調節施設が存在するか、あるいはその設置が構想されていることを意味する」ので、このように洪水調節施設の建設予定位置を容易に特定しうることが不開示事由にあたる、というのである。

(2) しかし、被告は、「小流域の下流端」にあたる場所となるべきものとして、

①河川の合流点 および

②洪水調節施設（ダム）のほか、

③水位、流量観測所

を主張しているので、「小流域の下流端」にあたる場所が①に該当しないということは、②または③のいずれかに該当することを意味するものであって、②に限られることを意味しない筈である。

(3) むしろ、「流域分割図」の作成目的が、「基準地点における基本高水のピーク流量」等を算定することであり、算定されるデータに基づいて各河川の洪水防御計画が策定されるものであることに照らせば、客観的に把握しうる降雨量のデータに当該小流域について仮説として設定した「流出率」や「飽和雨量」などの係数を用いて、理論上算定した河川への流出量が、実情と整合的であるか否かを検証するため、小流域の下流端には必ず「水位・流量観測所」を設置するのが当然ではないかと考えられる。

(4) そうすると、「小流域の下流端」に該当する場所は、河川の合流点またはダムの設置場所にあたるか否かにかかわらず、まずもって水位・流量観測所を設置することが予定されている場所であると理解するのが自然であり、①でなければただちに②であり③はありえないとする被告の主張は論理の飛躍となる。

(5) そして、「①でなければ②」という命題が成立しなければ、本件情報が法5条5号の不開示情報にあたるとする被告の主張が崩壊することになる。

被告の釈明を求める理由は、ここにある。

第2 本件情報が不開示情報にあたるとする主張と、「流域分割図・流出モデル図」の公開が予定されていることとの関係について

1 釈明を求める事項

本件処分庁は「八ッ場ダム建設事業の関係地方公共団体からなる検討の場」において、本件情報に関し「流域分割図・流出モデル図の変更を行ったうえで、公開する」との方針を明らかにしている。

そうだとすれば、本件情報はその一部（予定ダムサイト）にマスキングを施すことにより、容易に不開示情報に該当しないものとなるのではないか。

2 求釈明の理由

(1) 本件処分庁は、「八ッ場ダム建設事業の関係地方公共団体からなる検討の場」なる協議機関を設置し、平成22年11月11日に開催されたその「幹事会」において、「基本高水の検証の進め方（案）」を配布した（これらは、処分庁のホームページ上で公表されている。別添資料①②参照）。

(2) 同案には「情報公開の徹底」と題して

「新たな流出計算モデルの構築にあたっては、雨量データ、流量データ、定数等を全て公開する。なお、流域調節施設の位置が特定できたことから、これまで非開示としていたが、流域分割図・流出モデル図の変更を行った上で公開する。」という方針が示されている。

(3) 「新たな流出計算モデルの構築」が今になって必要とされている理由は、昭和55年に設定された基本高水流量（22000 m³/秒）の根拠が明らかでないことを国土交通大臣が認めたという事実（別添資料③～⑤各新聞記事参照）をふまえたものであるが、それはともかくとして、上記方針（案）は本件情報から、「構想段階のダム」を抹消した内容の文書（本件情報中の実質的部分がこれにあたる）を公開することは差支えないとする処分庁の考え方を明らかにしているものと解される。

そうであるとすれば、被告が本件情報中の実質的部分につき争う理由はもはや存在しないことになるので、全面抗争論を展開する被告の真意につき釈明を求める次第である。

以上